

平成二十年十月十六日提出  
質問第一二二九号

野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問  
主意書

提出者 鈴木宗男

野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問

主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第六八号）を踏まえ、再質問する。

一 自民党が各省庁に対して、野党へ資料提示する際には自民党に事前に報告（以下、「事前報告」という。）することを要求し、内閣総務官室経由で各省庁にその旨指示がなされていたことにつき、「前回答弁書」で政府は「議院内閣制の下での政府与党の関係を踏まえると、与党からのこのような依頼に応じ、資料要求について情報提供を行うことには、特段の問題はないと考えている。」との答弁をしているが、「事前報告」がなされた事例全てを明らかにされたい。

二 「事前報告」がなされた後、当初野党側に提出する予定だった資料の内容等について、修正、変更等を与党側から各省庁に求めたという事実はあるか。

三 二で、あるのならば、その事例を全て明らかにされたい。

四 検閲の定義如何。

五 「事前報告」がなされた後、野党側に提出する予定だった資料の内容が修正、変更されたという事実が

あるのならば、それはもはや「前回答弁書」で政府が言う「情報提供」の類ではなく、日本国憲法第二十条第二項において禁止されている検閲行為に該当すると考えるが、政府の見解如何。右質問する。